

強制執行の手続の流れ

①送達（郵便送達 or 交付送達） → ②執行文付与 → ③強制執行申立（裁判所での手続）

A. 郵便送達での手続（不払が起こってから、①から順に行う）

①送達

相手方の住所地・居住地又は勤務地に、公正証書謄本等を特別な形式で郵送する。

- ・公正証書正本その他必要書類を持って公証役場まで出向く必要あり。
- ・費用は4,000円ほど。

※メリット

- ・公正証書調印日に、証書作成費用のみの負担で済む。
→不払さえ起こらなければ、送達費用の負担はゼロ。

※デメリット

- ・相手方の居場所がわからなければ、手続ができない。
- ・相手方が受け取らなければ、手続が完了しない。（再送達の必要あり。）
- ・交付送達より費用が割高。

②執行文付与

強制執行実施のため、公正証書正本に「強制執行できる」旨を記載した用紙を付ける。

- ・①の手続完了後、公証役場に出向き、手続を行う。
- ・費用は2,300円（送達証明書発行費用300円を含む）。

③強制執行申立の手続

裁判所において、差押のための具体的な手続を行う。

オススメ！

B. 交付送達での手続（不払に備え、前もって①を行う）

①送達

公正証書調印日に、公証人が相手方に対し、公正証書謄本等を直接手渡す。

- ・費用は1,900円（送達証明書発行費用300円を含む）。

※メリット

- ・調印日に行うので、後日、送達のために公証役場に来る手間が省ける。
- ・万が一相手方の居場所がわからなくなっても、②までの手続がスムーズに行える。
- ・郵便送達より費用がかからない。

※デメリット

- ・将来不払が起こる・起こらないにかかわらず、調印日に証書作成費用に加え1,900円を余分に負担することになる。
→万が一不払が起こったときに、手続が簡便になる保険のようなもの。

②執行文付与（A. 郵便送達 と同じ手続）

- ・費用は2,000円。

③強制執行申立の手続（A. 郵便送達 と同じ手続）